

2006年の中国の知的財産権保護状況

社会主義市場経済体制が徐々に整備され、経済のグローバル化の進展が速まるのにもとない、中国の経済建設と科学技術革新における知的財産権の役割が日増しに顕著になっている。中国政府は2006年に知的財産権業務を非常に重視し、国家の様々な業務における知的財産権の地位と役割は歴史的な高まりを見せ、知的財産権保護は重要な進展を遂げた。

2006年に中国で受理された三種類の専利（特許、意匠、実用新案）申請は57万件以上、受理された商標申請は99万件以上、著作権保護業務は効果をあげ、税関や公安、文化部門による知的財産権侵害の海賊版取締りは大きな成果を上げ、植物新品種保護は新たな進展を見せ、知的財産権の司法保護の水準は向上を続け、知的財産権の国際協力のレベルは向上している。

一、 知的財産権の役割が歴史的な高まりを見せる

2006年5月26日、中国共産党中央委員会の胡錦濤・総書記は中央政治局第31回集団学習の際に、中国の知的財産権制度の建設強化と知的財産権業務の重視を対象として重要講話を発表した。講話では「国家の経済、科学技術における実力と国際競争力の強化と、国家利益と経済的安全の保護の面での知的財産権の重要な役割を十分に発揮し、中国が革新型国家の列に加わるために強力な支援を提供する」と述べられている。12月の中央経済業務会議で胡錦濤・総書記は再び、健全な知的財産権保護システムの構築を速め、独自の知的財産権を持つ製品と世界的な有名ブランドを生み出すことを強調した。

4月16日から23日に国家知的財産権保護業務グループ、商務部、国家知識産権局など11の部門が共同で開催した中国知的財産権保護成果展が北京で開催された。これは中国政府が開催した初めての知的財産権保護をテーマとする大型展覧会で、知的財産権保護の全体的な状況や業務の成果を集中的に展示している。国務院の温家宝総理、呉儀副総理がそれぞれ参観し、また重要講話を発表した。温家宝総理は講話で、知的財産権の保護は知識を保護し、革新を奨励し、生産力を保護することだと指摘。また中国は法執行の強化、行政による監督管理の強化、国際協力の強化、全民教育（全ての国民を対象とした教育）の強化という4つの面で比較的完全な知的財産権保護システムを構築していると強調している。

温家宝総理は9月12日の「2006年中国・EU工商サミット」で「ウィン・ウィンを堅持し、協力と革新を強化する」という講演を発表し、「知的財産権の保護は国際的義務の履行という必要だけでなく、中国自身の発展と自主革新能力の向上の面でもより必要である。知的財産権保護に対する中国の態度は明確で、決心は固い」と述べた。

2006年、国家知的財産権戦略の制定業務は重要な段階的な成果をあげた。20の専門テーマの研究業務が基本的に完了し、「国家知的財産権戦略綱要」の研究、制定業務は重要な進展をとげ、中国の知的財産権の発展状況と国際的状況に対する広汎な調査分析と詳しい研究により、国家の知的財産権戦略の目標や戦略の重点、保障措置などが提起された。9月29日、国家知的財産権戦略制定業務指導小グループのリーダーで、国務院の呉儀副総理が指導小グループ第2回全体会議を主宰し、重要講話を発表した。呉副総理は、中国共産党中央委員会や国務院は国家の知的財産権戦略制定業務を非常に重視し、各関連専門グループは科学的発展観により全体的な視点をもって、革新型国家の建設と密接に結びつけ、真実と実効性を追求し、革新に邁進し、戦略制定の任務を高水準かつ高品質に完了するよう強調している。

7月31日には、全国人民代表大会常務委員会副委員長、全国婦女連合会主席の顧秀蓮氏が国家知的財産権局を視察、知的財産権業務を高く評価すると同時に、革新型国家建設には自主革新や知的財産権の保護を重視しなければならず、知的財産権の立法や法執行の監督管理、検査、人材層の構築といった業務をさらに強化することにより、中国の知的財産権制度を改善する必要があると指摘した。

二、 専利の申請と授権が大幅に増加、専利業務が大きく進展

2006年は専利（特許、実用新案、意匠に相当）関連の法律法規の構築が引き続き強化された。7月には修正された新版の「審査ガイダンス」が正式に施行され、中国の専利審査が新たな発展段階に入ったことを表している。12月には「中華人民共和国専利法修訂草案（審査稿）」が作成された。これは1992年と2000年に続く「専利法」の3回目の改正である。

2006年に国家知的財産権局が受理した専利申請は57万3,178件で、前年の47万6,264件に比べて20.3%増加している。2006年に国家知的財産権局が受理した国際申請は3,826件、完了した国際予備審査報告は332件である。2006年12月31日時点で国家知識産権局が受理した専利申請は333万4,374件、そのうち中国国内の申請は272万7,626件、国外申請は60万6,748件で、それぞれ全体の81.8%と18.2%を占めている。

2006年の専利申請の特徴は次のとおり。(1)3種類の専利申請総数が大幅な増加を続け、また発明専利の申請数増加がさらに大きくなっている。2006年の3種類の専利申請は前年比で20.3%増加、そのうち発明専利の申請は21.4%増加している。2000年から2006年の3種類の専利申請総数と発明専利申請数の平均増加率は7年連続で20%以上になっている。(2)国内専利申請は前年比で22.8%増加、国外の10.4%に比べて12.4ポイント高くなっている。(3)国内の発明専利申請の前年比での増加が国外のものを大きく上回っている。技術水準が比較的高い発明専利申請は、国内の申請が前年比で30.8%増加、国外の10.4%に比べて20.4ポイント高くなっている。(4)国内の3種類の専利職務申請（職務関係で開発された特許、所有権は特許の開発した個人が務める企業にある。）の増加幅が非職務申請を上回っている。国内の3種類の専利職務申請は前年比で28.1%増加、非職務申請は前年比で19.0%増加している。職務申請の増加幅は非職務申請を9.1ポイント上回っている。

2006年に国家知識産権局は合計26万8,002件の専利権を授権、前年の21万4,003件に比べて25.2%増加している。そのうち国内の専利授権は22万3,860件で前年の17万1,619件に比べて30.4%増加している。国外の専利授権は4万4,142件で前年の4万2,384件に比べて4.1%増加している。

2006年12月31日時点の、国家知識産権局が授権した専利総数は173万7,507件、そのうち国内は148万8,725件、国外は24万8,782件で、それぞれ総数の85.7%と14.3%を占めている。

2006年に国家知識産権局が受理した復審請求は2,894件、前年比で336件、11.6%の減少となった。そのうち審査部門の発明専利申請取下げ決定を不服とする復審請求と、発明専利権の取消請求の審査決定を不服とする復審請求が2,824件で、同年の請求総数の97.58%を占めている。年全体の復審請求で審査が完了したのは2,667件。2006年末時点で審理中の復審請求案件は4,442件。年全体で受理した無効宣告請求は2,468件で、前年比で318件、18.26%の増加となっている。年全体の無効宣告請求で審査が完了したのは2,022件。2006年末時点で審理中の無効宣告請求案件は2,707件となっている。

2006年に国家知識産権局が受け取った集積回路配置図設計の登録申請は417件で、前年の269件に比べて55%増加している。登録、公告され証明書が発行されたものが373件で、前年の263件に比べて41.8%増加。2006年12月31日時点で国家知識産権局が受け取った集積回路配置図設計の登録申請は1,380件、登録、公告され証明書が発行されたものが1,219件となっている。

2006年に全国各省、自治区、直轄市の知識産権局が受理した専利権利侵害紛糾は合計1,227件、その他の専利紛糾案件は43件、審査が終了したものが973件、完了率は76.6%となっている。他人の専利を自分のものとして偽るケース33件、専利取得済みを偽るケース933件を調査処理し、のべ2万475人が出動、商業拠点7,780カ所を検査、商品296万8249件を検査。公安部門に移管した案件は12件、その他の部門から移管された案件は35件、その他の部門と協力した法執行活動は469回にのぼった。

三、 商標申請が大幅に増加、商標保護が強化される

2006年の中国の商標申請数は引き続き大幅に増加している。中国の各種商標申請の総数は99万6,000件に達し、前年(83万8000件)に比べて15万8,000件増加、伸び幅は18.8%に達している。そのうち商標の登録申請数は76万6,000件で前年(66万4,000件)に比べて10万2,000件増加、伸び幅は15.4%に達し、2002年と2004年に次いで3回目に伸び幅が10万件を超えた。国外申請者による中国の商標登録申請数も急激に増加、2006年には9万7,043件に達し、前年(7万635件)に比べて2万6,408件増加、年増加数が初めて2万件を超え、伸び幅は37.4%に達し、年の申請総数の12.7%を占めた。中国の商標登録申請数は5年連続で世界トップとなっている。

2006年に国家工商行政管理総局商標局(以下「商標局」と略称)が受理した商標延長申請は合計5万4,444件、商標の異議申請は1万6,879件、商標の変更申請は6万9,664件、商標の譲渡申請は6万1,698件、商標の停止や取消申請は7,806件、商標使用許可契約の報告申請は1万5,690件となっている。

2006年に商標局が審査した商標登録申請は31万3,055件、許可した商標登録が27万5,641件、登録変更の手続きが4万9,366件、譲渡手続きが4万6,312件、登録商標の延長手続きが4万3,041件、停止や取消が5万9,818件、商標異議裁定の手続きが4,074件、商標使用許可契約の報告登録が1万7,983件となっている。

2006年に商標局と国家工商行政管理総局商標評審委員会(以下「商標評審委員会」と略称)は法により相次いで著名商標180件を認定、そのうち商標局が商標管理案件において139件、商標異議案件において10件を認定、商標評審委員会が商標争議案件において31件を認定している。新たに認定された180件の著名商標のうち、170件の商標の登録者が中国企業(そのうち香港特別行政区の企業が2社、台湾の企業が2社)で、10件の商標登録人が外国企業(内訳:日本3社、米国2社、ドイツ1社、フランス1社、スイス1社、韓国1社、タイ1社)となっている。

2006年末時点の中国の農産品に関する登録商標の数は37万件に達し、登録商標総数の13%を占めている。中国で登録された地理標示商標は219件(そのうち外国の登録者による地理標示が21件)あるが、そのうち2006年に許可された地理標示の登録は81件。商標局と商標評審委員会で認定済みの800件以上の著名商標のうち、農産品関連の著名商標は100件近く、また地理標示の著名商標は4件あった(「景德鎮磁器」、「安溪鉄観音」、「柘栄太子参」、「庫壘勒香梨」)。

2006年に商標評審委員会が受け取った商標審査評価申請は1万4,960件、そのうち商

標登録差戻しの復審（再審査）申請が1万1,893件で、申請総数の79.5%を占めている。登録商標取消の復審申請が295件で申請総数の1.97%、商標異議の復審申請が1,450件で申請総数の9.69%を占めている。商標争議の裁定申請は1,322件で、申請総数の8.84%を占めている。年全体に商標評審委員会が審理した商標評審案件は4,219件。そのうち商標登録の差戻しの復審と商標取消の復審申請の審理が2,925件で申請総数の69.33%、商標異議の復審申請と商標争議の裁定申請の審理が1,294件で申請総数の30.67%を占めている。年全体で法院の一審での応訴案件が215件、二審案件が111件。

2006年に国家工商行政管理総局は、国内外の大衆の関心の高い商品問屋・小売市場の集中取り締まりを重点的に実施、北京や上海、広東、浙江などの商品卸売市場への監督管理を強化し、大量の不法経営企業を調査処分、取り締まった。同時に各地の工商行政管理機関は商標権侵害取締りの長期的に有効なメカニズムの模索を積極的に進め、北京は市全体の164カ所の市場で「商標授權経営管理制度」を推進、深圳・羅湖商業城では偽造製品販売商店の「一斉淘汰」制度を改善した。

2006年に全国の各級工商行政管理機関は法により悪質で深刻、影響が大きな重要案件を数多く調査処理した。統計によると年全体に調査処理した各種の商標違法案件は合計5万534件で、前年比で2.27%増加、そのうち海外の個人か機関に関わる商標案件9,562件を調査処理、これは前年比で41.24%増加している。押収、廃棄した違法な商標マークは3,036万点（セット）、罰金は3億9,800万元にのぼる。公安機関に移管した商標犯罪容疑のある案件は252件、容疑者は263人で、それぞれ前年比で6.78%と22.33%増加している。

四、 行政法執行メカニズムを改善、著作権保護業務が効果をあげる

2006年に全国の各級著作権行政管理部門は「約束を履行し、国情に合わせ、制度を改善し、積極的に保護する」という全体的構想に基づき、政策法規の改善や行政法執行の強化、宣伝・普及活動の拡大、対外交流の強化といった方面で業務を実施してきた。

5月18日に国務院は「情報ネットワーク伝達権保護条例」を公表、7月1日から施行した。これにより中国では「中華人民共和國著作権法」、「中華人民共和國著作権法实施条例」、「コンピュータソフトウェア保護条例」、「著作権集団管理条例」、「情報ネットワーク伝達権保護条例」による「一法四条例」の枠組みの整った著作権に関する法律法規システムが形成され、中国の著作権関連の法律法規が社会主義市場経済と国際規則の要求により合致するようになった。

2006年に全国の各級著作権行政管理部門間の意思疎通と協力がさらに強化され、地域を越えた案件の移管や情報の通報、調査協力といった業務メカニズムが徐々に構築されてきた。3月には国家版權局と香港税関が「版權保護及び海賊版ディスク取締りの相互協力計画」の関連問題を引き続き徹底するために、協力実施の業務メカニズムをさらに明確にした。国家版權局はInternational Federation of the Phonographic Industry (IFPI) やアメリカ映画協会 (American Film Institute, AFI)、Business Software Alliance (BSA) といった国外の組織との協力を強化することで、グローバルな権利侵害の海賊版行為取締りの情報交換メカニズムを構築している。

6月1日には国家版權局が「不法なプレインストール・コンピュータソフト取締り専門行動実施に関する通知」を公表、3カ月にわたる不法なプレインストール・コンピュータソフト取締りの専門行動を開始し、大都市20カ所の大規模なコンピュータ販売拠点60カ所を重点的に取り締まった。専門行動の期間中にコンピュータ企業9,369社、コンピュ

一 60万5,110台を検査し、罰金総額は17万1,000元に達し、コンピュータ42台、コンピュータソフトのディスク7万5,774枚を没収。司法機関に移管して刑事責任を追求したものが1件。専門行動は大きな成果をあげたと言える。

10月に国家版權局は「ネットワーク権利侵害海賊版取締り専門行動に関する通知」を発表、営利目的でネットワークを通じて映画や音楽、ソフトウェア、教科書のダウンロードを提供する不法な経営行為を重点的に取り締まった。専門行動の期間中に各地の版權行政管理部門では合計436件の案件を調査処理、そのうち権利侵害行為の停止を命じた案件が361件、罰金は70万5,000元、不法なサーバ71台とコンピュータ8台を没収、不法なウェブサイト205カ所を閉鎖、司法機関に移管して刑事責任を追及した案件は6件となっている。

2006年に全国の各級版權行政管理部門が受理した案件は合計1万559件、審理終了した案件は1万344件で、結審率は98%。そのうち処罰されたものが8,524件、仲裁したものが1,585件、司法機関に移管したものが235件。各種海賊版製品7,300点以上を押収、そのうち海賊版の書籍が1,800万点以上、雑誌が110万冊以上、音響・映像製品が4,800万枚以上、電子出版物が201万点以上、ソフトウェアが379万枚以上、その他の各種海賊版製品が24万点以上となっている。

国家版權局は2006年、関連部門とともに「企業の正規版ソフトウェア使用促進業務に関する実施方案」、「コンピュータの正規版OSソフトプレインストールの問題に関する通知」、「政府部門のコンピュータ・オフィス設備購入における正規版OSソフトがプレインストールされた製品の購入義務に関する通知」といった一連の文書を制定、発表し、ソフトウェアの正規版化業務を引き続き推進している。

中国政府は「走出去（対外進出）」戦略を徹底して実施、対外的な版權取引の空間の開拓を続けている。

五、 法律制度が改善を続け、税関保護が引き続き強化

中国の税関は2006年、知的財産権の税関保護の業務を引き続き強化し、知的財産権の税関保護の法律制度改善、法執行の新たなルート模索、権利侵害製品の輸出入に対する取締りの強化といった面で大きな成果をあげている。

知的財産権の権利者による知的財産権の税関保護申請を便利にするために、税関総署は2006年5月30日に「知的財産権の税関保護の総担保に関する公告」を発表。「公告」の規定に基づき7月1日から税関総署は総担保を提供する知的財産権権利人に対し、各地方税関はその商標専用権侵害の嫌疑のある輸出入貨物に対して職権に基づき保護措置を採る際に、逐一担保の提供を要求する必要がなくなる。この規定により知的財産権権利者が税関に権利侵害嫌疑の貨物の拘留を申請する際の経済的負担が大幅に減少し、税関の法執行プロセスが簡略化された。

知的財産権侵害の違法行為に対する取締りを強化するために、公安部と税関総署は3月24日に共同で「知的財産権の法執行協力強化に関する規定」を発行、税関の知的財産権の行政法執行と公安機関の知的財産権刑事法執行との効果的な連結を実現した。「暫定規定」の指導の下で、各地の税関と公安機関の協力により、「モトローラ」と「フィリップス」の中古携帯電話の不法組立製品のケースや、ナイキ、アディダス、プーマといった商標のスポーツシューズ偽造といった大規模なケースを調査処理した。

監督管理の業務が日増しに増加する中で、中国税関は知的財産権の法執行過程において法執行の新技术を積極的に模索、現代的な機器や設備、リスク分析技術の利用といった手

段を十分に利用して、通関のスピードや検査率に影響を与えないとい前提の下で、権利侵害貨物の摘発率を引き上げ、取締りの対応性を強化している。2006年に全国税関で押収した様々な権利侵害の貨物輸出入の案件は2,473件、権利侵害の貨物数は2億点近く、案件金額は2億元以上となっている。

2006年に中国税関は専門行動を積極的に展開、特定の地域やルートの権利侵害の輸出入活動を取り締まった。税関総署は8月と9月にそれぞれ「速達を利用した知的財産権侵害行為重点取締りの専門行動」、「長江デルタ地区税関の知的財産権専門法執行活動」を実施した。この2つの活動において全国税関は速達や宅配郵便による権利侵害案件426件を調査、案件の関連金額は232万元にのぼる。長江デルタ地区税関は各種権利侵害の輸出入案件162件を調査、案件関連金額は1,651万元にのぼる。大量の案件の捜査により権利侵害貨物輸出入の違法活動の趨勢を効果的に抑制し、関連企業、特に加工貿易に従事する企業の知的財産権意識が大幅に向上、多くの企業はOEM生産受注時に貨物の知的財産権の状況を能動的に問い合わせ、発注者の知的財産権使用権限に対する審査を強化し、無意識に知的財産権を侵害する状況が発生することを回避している。

1995年に構築された知的財産権税関保護の中央への登録制度は10数年の発展を経て、2006年には大きな成果をあげた。2006年末時点で税関総署知的財産権報告データベースの有効な報告数は9,917件に達している。そのうち2006年だけでも新たに2,000件近くの知的財産権の報告が新規増加し、前年比で50%近く増加している。

2006年6月14日の「世界反海賊版デー (World Anti-Counterfeiting Day)」に、the International Anti Counterfeiting Coalition (IACC) は中国税関に「世界反模倣連盟年度政府機関功労賞」を授与、中国税関が知的財産権保護においてあげた実績を国際社会が認可したことを表している。

六、 権利侵害の海賊版を厳しく取り締まり、音響・映像市場の秩序を整備

文化部は2006年の音響・映像市場管理業務において、市場の繁栄と規範化をともに堅持し、音響・映像市場の監督管理を強化に注力し、知的財産権を保護することを重点とし、様々な業務の実施をリードした。各級文化行政部門は効果的な措置を積極的に採用し、違法な音響・映像製品の経営活動を厳しく取り締まり、音響・映像市場の秩序の整頓と規範化に力を入れた。全国の文化行政部門は通年でのべ503万人以上の法執行係官を出動させ、音響・映像経営機関のべ102万カ所以上を検査、海賊版の音響・映像製品約1億1,000万枚を押収し、音響・映像市場の秩序は大きく好転した。

ここ数年の音響・映像市場の発展における際立った問題と現状を対象として、2006年に文化部は「音響・映像製品の卸売、小売、レンタル管理弁法」を改正・改善した。新「弁法」では市場参入条件の緩和と審査許可手続きの簡略化を通じて正規版音響・映像製品の小売ネットワークの構築を強化している。行政処罰の面では「音響・映像製品管理条約」の関連規定を具体化し、操作性を高め、各級の音響・映像製品行政管理部門の不法経営行為取締りのために効果的な法規による支援を行っている。

文化部は9月に「音響・映像市場の管理の改善と長期的で効果的な管理メカニズムの構築に関する通知」を下達、各級の文化行政部門が管轄地域の音響・映像市場と音響・映像製品経営機関の経営状況を評価し、音響・映像製品経営機関に対して履歴情報を管理するよう要求している。法執行の公告制度をさらに改善し、違法な音響・映像製品経営で処罰された店舗や倉庫、運送拠点、製造拠点をニュースメディア上で公告する。行政法執行の責任制を厳しく推進し、音響・映像市場の取締り業務における目だった問題や重要な段階

を明確にし、監督管理の職責を分担する。音響・映像製品の小売ネットワークの構築を強化し、音響・映像製品の流通ネットワークを健全化する。

2006年3月に文化部は「2006年音響・映像市場取締業務方案」を下達、年全体の音響・映像市場の取締り業務の具体的な手配を行い、音響・映像市場の「陽光行動」を開始した。そのうち第1、第2四半期には「陽光1号行動」を実施、「两会（全国人民代表大会と中国人民政治協商会議の全国委員会会議）」期間とメーデー長期休暇前後の音響・映像市場を重点的に取締り、望ましい市場環境を積極的に生み出す。夏休み期間には「陽光2号」行動を実施、合法的な卸売や小売、レンタル店舗での海賊版の音響・映像製品の販売取締りを重点とし、著作権者と未成年者の合法的な権利を保護する。国慶節と新年の期間には「陽光3号」行動を実施し、重要な国産映画の配給・放映を保護する。音響・映像市場の「陽光行動」の実施により重要な段階や地区、ケースに対する監督調査を強化し、刑事・行政の処罰を強化し、違法な音響・映像製品の販売活動を厳しく取締った。

7月から10月まで文化部は全国の文化市場を対象に、「集中法執行四半期」行動と「海賊版取締り百日行動」を実施した。また、合計26の検査グループを24の省・自治区・直轄市の66都市に派遣して、キャンペーンの実施状況を公式、非公式に調査し、音響・映像製品やインターネットカフェといった文化市場の経営拠点1,900カ所以上を検査、現場会議を11回開催、法執行の通報（四半期刊）を3回下達し、多くの大規模、重要な案件を手がけた。第3四半期だけでも全国の文化行政部門は様々な違法音響・映像製品3,859万枚以上を押収した。12月8日には文化部の統一的な手配に基づき、全国各省の地級以上の都市で違法な音響・映像製品の公開廃棄活動を実施し、3,758万枚の違法な音響・映像製品が集中的に廃棄された。

全国市場経済秩序整頓・規範化指導チーム弁公室、文化部などの13部門の「2006年『知的財産権保護宣伝週間』活動に関する通知」の意向に基づき、文化部は4月、全国範囲で「知的財産権を保護し、海賊版を取締り」というテーマの第8回全国音響・映像市場法制宣伝活動を実施した。各級文化部門は宣伝スポットの設置やニュースメディアの利用、廃棄活動実施といった形式により知的財産権の法律、法規の知識や音響・映像市場取締り業務の成果を広く宣伝し、知的財産権保護の意義を宣伝、世論の方向性を積極的に導いている。

七、百日行動を実施し、海賊版取締りの成果が顕著に

全国公安機関は2006年、「海賊版取締り百日行動」の実施に力を入れ、海賊版取締りと知的財産権保護を全力で展開した。

各地の公安機関は▽刑事法執行の強化と海賊版の権利侵害行為の厳密な取締り、治安管理の強化▽重点地域、重点個所、重点業界に対する監視能力の向上という2つの分野から着手し、海賊版の違法な犯罪活動に対する取締りを強化し、権利侵害の海賊版案件の解決に成功、数多くの容疑者を調査処理した。統計によると「海賊版取締り百日行動」の期間中に全国の公安機関が出版物販売市場と経営機関はのべ10万5000社、海賊版の音響・映像製品やコンピュータソフトといった様々な不法出版物2,831万6000点以上を押収、各種海賊版案件2,300件以上を解決した。年全体で公安機関は不法なディスク生産ライン14本を押収した。

海賊版の権利侵害行為に対する取締りを強化し、行政法執行と刑事法執行との連携を強化するために、3月26日に公安部は国家版權局と「著作権侵害の違法犯罪取締り業務における連携強化に関する暫定規定」を制定、案件の双方向性の移送や重大な案件の手がが

りについての話し合いの業務制度をさらに細分化した。「海賊版取締り百日行動」期間中に公安機関は関連部門から移管された270件以上の海賊版の刑事案件を受理、海賊版取締りの協力体制がより一層確立された。

各級公安機関は通報の奨励や非公式の調査といった効果的な方法を通じて業務の強化を続け、不法ディスクの生産ラインの摘発を続けた。9月5日に広東省東莞市の公安機関は不法なディスク生産拠点を摘発、現場で容疑者3人を逮捕し、不法なVCDディスク生産ライン2本、マザーディスク640枚以上、海賊版ディスク完成品4,000枚以上、大量のディスク生産用プラスチック原料を押収した。9月13日に広東省公安庁は不法なDVDディスク生産ライン2本を調査、容疑者11人を逮捕した。11月11日には中国民用航空江西空港公安局が不法な海賊版ディスク生産拠点を摘発、現場で不法ディスク生産ライン2本を摘発、海賊版ディスク10万枚以上と大量の半完成品や原材料を押収、容疑者18人を逮捕した。統計によると1996年以降、公安機関は累計231本の不法ディスク生産ラインを摘発している。

2006年に各地の公安機関は出版物市場の治安検査や大衆による通報といった方法を通じて、手がかりの情報源の拡大に努め、海賊版出版物の保存拠点や販売ネットワークの粉碎に成功した。8月上旬、安徽省公安庁は海賊版ディスク卸売拠点3カ所の摘発に成功し、28万6,000枚以上の海賊版ディスクを押収した。9月13日、江西省南昌市公安局は海賊版音響・映像製品の販売・保存の非常に大規模な拠点を摘発、48万枚以上の海賊版音響・映像製品を押収、案件の関連価格は1,000万元以上を超えた。これは「海賊版取締り百日行動」の実施以来、公安機関が調査した事件の中で数量が最多で案件の関連金額が最高の海賊版ディスクの案件である。

各地公安機関は職能を十分に発揮し、海賊版出版物を製造・販売する重大な案件の摘発に成功している。8月14日、江蘇省南京市公安機関はそのネットワークが市全体をカバーする海賊版ディスク販売案件の摘発に成功し、関連メンバー21人を逮捕、海賊版ディスク20万枚以上と不法利益17万元以上を押収した。8月22日、安徽省合肥市公安機関は特に大規模な海賊版犯罪グループを摘発、容疑者7人を逮捕し、現場で総額305万元以上の海賊版書籍64万9,000冊以上を押収した。統計によると「海賊版取締り百日行動」において公安機関は307件の刑事案件を摘発、379人を刑事拘留・逮捕している。そのうち、広東省、江蘇省と河南省の公安機関が調査・処理した海賊版刑事事件数はいずれも40件以上となっている。

八、制度の改善と国際協力を重視、植物新品種の保護が新たな進展を遂げる

2006年に農業部と国家林業局の農業植物新品種の保護業務は引き続き「科学的に審査許可し、権利を保障し、革新を奨励し、産業をグレードアップする」という全体的構想に基づいて、植物新品種の育成、保護、運用、管理という四つの段階をしっかりと把握し、制度の改善、発展の全体的な追及、厳しい審査許可、国際協力の強化といった分野を重点に一連の業務を行い、新たな進展を遂げた。

2006年に農業部は合計883件の品種権申請を受理、201件の品種権を授与した。そのうち国外からの申請は合計35件、2006年末時点の農業植物品種権申請総数は3,879件、授権総数は899件、農業植物品種権の申請範囲も41の植物属（種）に拡大されている。申請者の地域分布は中国大陸の30の省・自治区・直轄市およびオランダ、米国、韓国、日本、イスラエル、ニュージーランド、オーストラリア、スペイン、南アフリカ、ドイツなど10カ国に及んでいる。2006年に国家林業局が受理した国内外の品種権申請は51件、授与した品種権は8件、林業植物新品種権総数は121件に達している。

農業植物新品種の品種権審査試験に存在する問題に対応して、農業部は2006年に「植物新品種保護条例実施細則（農業部分）」改正草案を研究・提出し、品種権の申請審査や試験・受験プロセスをさらに規範化し、各方面の利害関係を合理的に調整して制度面における保障を確立した。

2006年に農業部は農業部植物新品種復審（再審査）委員会大田作物（作付面積の大きい農作物）グループ会議を3回開催、品種権申請の差し戻しや授権品種の名称変更、品種権無効宣告といった案件について再審査を行い、品種権の審査・授権の権威と当事者の正当な権利を効果的に保護した。

2006年、国家林業局は健全な植物新品種試験システム構築の業務で大きな進展をとげた。既存の試験センター1カ所、試験サブセンター5カ所、分子測定実験室2カ所、専門試験ステーション4カ所を基盤とし、省・市の既存の関連施設の資源や品種の資源を利用し、また気候などの環境的要因や試験機関の分布と結びつけて、国際竹・籐ネットワークセンター安徽黄山太平基地に竹新品種試験基地の建築を開始、同時にイチヨウやナンキンウメ、モクセイ、ユリノキ属といった14の属（種）の試験ガイダンスの制定と既知の品種のデータベース構築を開始した。

4月12日、国家林業局と国際果樹・観賞植物無性繁殖育種者協会は北京で「アジア植物新育種者権利保護会議」を開催、60人以上の国外の花卉企業の担当者と50人以上の国内の主な花卉企業の担当者が参加した。会議では林業植物新品種の保護を効果的に宣伝すると同時に、国内外の主な花卉企業のために交流プラットフォームを構築、花卉企業の国際交流を促進した。

国際的な植物新品種試験の新技术を追跡するために、国家林業局は2006年11月に国際植物新品種保護連盟（UPOV）第10回生物分子技術・DNA地図シンポジウムに参加、「中国の林業植物新品種保護分野における生物分子技術の経験と展望」と題する報告を行い、中国の林業植物新品種の保護・発展状況に対する他国の理解を深めた。

九、司法水準を向上させ、保護をさらに強化

2006年に全国各級人民法院は司法能力の強化と司法水準の向上に基づき、知的財産権審判の各職能の役割を十分に発揮し、法により様々な知的財産権案件を審理、知的財産権関係を適切に調整し、知的財産権を侵害する違法な犯罪行為について厳しく制裁し、権利人の合法的な権益と社会公共の利益を効果的に擁護し、知的財産権の司法保護を強化してきた。

2006年に全国の地方法院が受理した知的財産権の民事一審案件は1万4,219件、結審した案件は1万4,056件で、前年比でそれぞれ5.92%と4.95%増加している。そのうち専利（特許、意匠、実用新案）案件で受理したものは3,196件、結審した案件は3,227件、商標案件で受理したものは2,521件、結審した案件は2,378件、著作権で受理したものは5,719件、結審した案件は5,751件、技術契約で受理したものは681件、結審した案件は668件、不正競争案件で受理したものは1,256件、結審した案件は1,188件、その他の知的財産権案件で受理したものは846件、結審した案件は844件となっている。知的財産権の民事二審案件で受理したものは2,686件、結審した案件は2,652件で、前年比でそれぞれ13.74%と12.07%と減少している。新たに受理した再審案件は42件で前年比で3件減少、結審したものは42件。

2006年に全国法院が受理した涉外及び香港・マカオ・台湾関連の知的財産権案件は大きく増加し、結審した涉外知的財産権の民事一審案件は353件で前年比で52.16%増加、香

港・マカオ・台湾関連の知的財産権の民事一審案件は229件で前年比で34.71%増加している。また2006年1～10月までの期間に全国の法院が受理した「三資企業（合弁、合資、独资）」関連の知的財産権民事一審案件は752件、結審案件は447件で、そのうち受理・結審された外国投資関連の案件はそれぞれ533件と308件、受理・結審された香港・マカオ・台湾投資関連の案件はそれぞれ219件と139件となっており、こうした渉外的要素を持つ案件が数量的にも大きな割合を占めるようになっている。

人民法院は専利・商標関連の授権案件や知的財産権の行政法執行案件の司法復審（再審査）の職能を真摯に履行し、行政法執行機関の法による行政を法律に基づき規範化、監督している。2006年に全国の地方法院が新たに受理した知的財産権行政案件の一審は1,396件、結審したのは1,436件となっている。そのうち、新たに受理した専利案件は458件で前年比で36.72%増加、商標案件は235件で前年比で12.44%増加、著作権案件は10件で前年比で67.74%増加、技術監督案件は690件、その他の案件は3件となっている。

知的財産権の刑事司法保護の面では、2006年に全国の地方法院で結審した知的財産権侵害に関する刑事案件は2,277件、判決で法的効力を生じた人数3,508人、そのうち3,507人が有罪判決を受けている。結審した案件のうち、知的財産権侵害の犯罪で判決を受けた案件が769件、効力を生じた判決の人数は1,212人で前年比でそれぞれ52.28%と62.21%増加。偽造商品の生産、販売の犯罪（知的財産権侵害関連）による判決を受けた案件は437件、効力を生じた判決の人数は766人、不法経営罪（知的財産権侵害関連）による判決を受けた案件は1,066件、効力を生じた判決の人数は1,525人、その他の犯罪で判決を受けた知的財産権侵害関連の案件が5件、効力を生じた判決の人数は5人となっている。

知的財産権の訴訟制度をさらに改善するために、最高人民法院審判委員会は討論を経て不正競争と植物新品種権利侵害案件の審理に関する2つの新しい司法解釈を通過、ネットワーク著作権案件の司法解釈を改正し、知的財産権の権利の衝突とMV(music video)著作権案件の審理に関する司法解釈の起草稿についてさらに調査研究と論証を行った。

知的財産権の司法資源を合理的に配置するために、最高人民法院は2006年に株洲、綿陽、東莞などの11の中級法院を専利紛糾案件の一審法院に指定、四川綿陽市中級法院を植物新品種紛糾案件の一審法院に指定した。また江蘇省南京市鼓楼区、常熟市法院の2つの基層法院が、管轄を指定しない知的財産権民事紛糾の第一審案件を受理することを許可した。2006年末時点で全国で専利、植物新品種、集積回路配置図設計案件の管轄権を持つ中級法院はそれぞれ62、38、43カ所、知的財産権民事案件の管轄権を持つ基層法院は17カ所ある。

2006年3月10日、最高人民法院知的財産権審判法廷と中国法院網が共同で「中国知的財産権裁判文書ネット」を開通、全国の法院向けに効力を生じた知的財産権裁判文書を公開するプラットフォームを提供している。

十、国際協力の規模を拡大し、協力レベルを向上させる

2006年、国家知識産権局とWIPOが協力して、WIPO PCT巡回シンポジウム（北京、ハルピン、南京、青島、成都などで開催）やWIPO工業的形狀および意匠のためのハーグ条約国家シンポジウム（深圳で開催）、WIPO世界学院-中国の中部と東北部地域の知識産権局局长知的財産権ハイレベルトレーニングクラス（中国・湖南、スイス・ジュネーブでそれぞれ開催）、WIPO伝統的知識、伝統文化の表現と遺伝資源の地域間シンポジウム（中国・河南で開催）、WIPO知的財産権法執行シンポジウム（北京）など一連の協力と交流活動を実施した。4月にはア「アジア地域特許審査トレーニングクラス」を初めて北京で開催し、ア

ジア地区14カ国の代表22人がトレーニングに参加した。

9月に国家知識産権局の田力普局長は温家宝総理に随伴してドイツを訪問、中国・ドイツ知的財産権分野の協力25周年記念活動に出席し、ドイツ特許商標局（DPMA）のJurgen Schade局長と中国・ドイツの両局の2007年協力紀要に署名した。12月には田力普局長は欧州特許局（EPO）のAlain Pompidou局長とミュンヘンで両局の第17回混合委員会を開催、両局の協力がさらに強化された。

2月に国家知識産権局の田力普局長は米国特許商標局の局長とワシントンで初めての会談を行い、両局の戦略的な業務協力計画に署名、両局長の定期会談のメカニズムを正式に確立した。4月には田力普局長は呉儀副総理が率いる中国政府代表団に参加、米国で開催された第17回中・米商業貿易連合委員会に出席した。

12月4日、第6回中日韓三カ国知的財産権局局長政策対話会議が北京で開催され、日本特許庁の中嶋誠・長官、韓国特許庁の全湘雨・庁長がグループを率いて参加。会議では三局の協力の中期的目標が制定され、会議紀要が結ばれた。

6月に田力普局長はキルギスの知的財産権署署長と北京で「中華人民共和国政府とキルギス共和国政府の知的財産権協力協定」に署名。8月には田力普局長はグループを率いてベトナムを訪問、「中国国家知識産権局とベトナム国家知的財産権局の知的財産権協力協定」に署名、中国とベトナムの知的財産権協力の新たな局面を切り開いた。

3月13日から30日まで、国家工商行政管理総局商標局の侯麗葉・副局長は中国政府代表団を率いて世界知的所有権機関（WIPO）がシンガポールで開催した改正「商標法条約」の審議・許可に関する外交会議に参加、大会の副主席と指導委員会委員を担任し、また「商標法シンガポール条約」の最終文書に署名した。

9月25日から28日まで国家工商行政管理総局の李東生・副局長はジュネーブを訪問して世界知的所有権機関（WIPO）メンバー国大会第42回会議に出席した。

11月13日から17日まで、国家工商行政管理総局商標局の安青虎・局長はスイス・ジュネーブで「商標、工業品外観設計と地理標示の法律常務委員会（SGT）第16回会議」に出席した。

11月22日から24日まで、国家工商行政管理総局と世界知的所有権機関（WIPO）は広東省東莞市で共同で「商標国際登録国際シンポジウム」を開催。世界知的所有権機関（WIPO）やブルネイ、カンボジア、インド、マレーシアなど19カ国（発展途上国が中心）、中国の関連部門からの代表と専門家の合計150人以上が会議に参加した。

5月、国家版權局と国連ユネスコ・アジア太平洋文化センターは共同で「デジタル環境下での版權保護シンポジウム」を開催、国連ユネスコや世界知的所有権機関（WIPO）から国内外の専門家が参加。会議ではハイテク条件下での著作権保護の問題について講演や討論が行われた。

9月には国家版權局と世界知的所有権機関（WIPO）が共同で「著作権関連産業の発展と革新」をテーマとする「2006国際著作権フォーラム」を開催。世界知的所有権機関（WIPO）や米国ディズニー社、米国映画協会、米ビジネスソフトウェア連盟、国内の有名企業の代表300人以上が参加し、中国の著作権関連産業発展の対策を提案した。